

自衛官募集受付中！

●募集種目

予備自衛官補

●区分

○一般公募

18歳以上34歳未満の方

○技能公募

18歳以上で保有する国会免許資格等に応じ、53歳～55歳未満の方

●受付期間

4月13(月)まで

●試験日

4月18日(土)～20日(月)の1日

●処遇等

教育訓練招集手当
日額7900円

●教育訓練

○一般公募 50日／3年以内
○技能公募 10日／2年以内

●合格発表

5月22日(金)

●その他

教育訓練招集に応ずる義務のみ有し、防衛招集義務、国民保護等招集義務及び災害招集義務はありません。

▼問い合わせ先

お近くの自衛官募集相談員

中川 美和（富川北）
中村 聖子（厚賀町）

川渕 健一（新町）
又は、自衛隊札幌地方協力本部静内
地域事務所
電話 0146-44-2121
(内線364)

廃棄物の「焼却行為」「不法投棄」はやめましょう

ごみや不要なものを「少しだから燃やせばいいや」と、庭先などで安易に焼却してはいませんか？
これからは空気が乾燥する時期となり、ごみ焼きによって野火が発生し建物に燃え移る原因にもなりますので、絶対にやめましょう。

ごみの焼却（野焼き）行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。

・不法投棄：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰

金又は併科

・焼却行為：3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰

金又は併科という重い罰則が適用されます。

周囲に迷惑をかけないためにも家庭ごみは決められた日に決められた場所に出してください。

▼お問い合わせ先

年金を受給されている皆様へお知らせ

△ 65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税を納税されている方へ△

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する個人住民税（道民税・市町村民税）のお支払い方法が変わります。

公的年金を受給されていて、個人住民税を納めている方は、現在、役場、金融機関等でお支払いいただいているが、今回の制度導入により、個人住民税が公的年金から特別徴収（天引き）されることになります。

●対象となる方（左記の①～②の要件に当てはまる方）

平成21年4月1日現在で、

①年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のある方

②年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している方

※厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金に係る所得額に応じた税額が特別徴収（天引き）の対象となります。

●実施時期

・平成21年10月支給分の年金から
個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、差し引いた差額が支払われることとなります。納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がありません。

この制度は、個人住民税のお支払い方法を変更するものであり、新たな負担は生じません。

なお、特別徴収（天引き）の開始は、平成21年10月支給分の年金となります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月及び8月に普通徴収（納税通知書により支払う方法）により納めて頂くことになります。

また、年金所得以外の所得に係る個人住民税及び対象とならない方の個人住民税については、従来どおりの方法によりお支払い頂くことになります。詳しくは役場税務課までご連絡ください。

わゆる2階・3階部分の年金からは特別徴収されません。）

▼お問い合わせ先

日高町役場税務課課税グループ
電話 01456-2-6184

ただし、その税額は老齢基礎年金または老齢年金、退職年金から特別徴収（天引き）されます。（い

お近くの自衛官募集相談員

中川 美和（富川北）
中村 聖子（厚賀町）



満100歳！お誕生日おめでとうございます！

大谷 サダさん（明治42年3月9日生）

3月7日、入所されている日高高寿園にて、大谷さんの100歳を祝う記念式典が開催されました。

町長から祝状と記念品の贈呈が行われ、入所されている方々や職員から祝福を受けました。また、遠く茨城県や俱知安から、家族の方も駆けつけ、たくさんの皆さんに囲まれてのお祝いとなりました。

♪寄付ありがとうございました

◇兵庫県 松本好雄様

メイショウサムソン号の引退を記念し、農業振興寄附金として、100万円を寄附されました。

◇浦河町

二嶋昌春様
錬田信一様

アーリーロブスト号の第49回京成

杯（GⅢ）優勝を記念し、農業振興寄附金として、100万円を寄附されました。（12ページに記事掲載）

◇日高町老人クラブ連合会女性部

部長 小山登美子様は、学校環境美化のため、雑巾多数を寄附されました。

◇山際辰夫様（豊郷）ジユース多数

◇富川西光寺婦人部 部長 山中安子様（富川北）雑巾・ジユース多数

◇鍋澤忠良様（平取町）ヨーグルツペ・甘酒多数

介護老人保健施設門別愛生苑へ

◆田村稔様（厚賀町）金一封 ◆藤島一昭様（富川西）金一封 ◆吉田国男様（緑町）金一封 ◆飯田あや子様（富川北）金一封 ◆矢野暉一様（千栄）金一封

以上、日高町社会福祉協議会へ

ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）

▼福祉・少子化対策に関する事業
▽匿名（東京都品川区） 5千円

▼自然環境保全に関する事業
▽三和正伸様（千葉県佐倉市） 5千円

▼自然環境保全に関する事業
▽匿名（京都市） 5千円

▼地域振興に関する事業
▽渡邊美和子様（東京都豊島区） 5千円

▼地域振興に関する事業
▽匿名（富山県） 1万円
▽匿名（新潟市） 5千円

▼産業振興に関する事業
▽匿名（愛知県岡崎市） 5千円

ご厚意に感謝いたします。

これまでの累計（2月末日現在
62件 1,245,000円）



統一標語 「火のしまつ君がしなくて誰がする」

野火防止強調期間 3月20日～4月19日
春の火災予防運動 4月20日～4月30日

毎年この時季は《野火》が急増する季節です。春の訪れとともに空気が非常に乾燥し強風が吹くなど、火災の発生しやすい時季を迎えるにあたり、消防署では住民各位の協力を得ながら無火災を目指して警戒を強めています。野火の発生原因の殆どが、不注意やマナーの悪さによるものです。ちょっとした気の緩みがあなたの大切な財産や尊い命を奪ってしまうだけでなく、隣近所にも大迷惑(損害)を与えます。火を取り扱うときは、責任と自覚を持ってください。

注意！！… 非常時には携帯電話を使用することがあると思いますが、通称名は避け、住所を正確に伝えてください。